

事調第 1038 号
令和5年(2023年)2月17日

北海道土地改良事業団体連合会事業管理部長
北海道土地開発公社総務部総務経理課長
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部長
公益財団法人北海道農業公社農村施設部長
(一社)北海道農業建設協会会長
(一社)北海道農業土木測量設計協会会長

様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

「令和5年工事設計労務単価の適用に係る特例措置」に関する事務手続について

令和5年工事設計労務単価については、「令和4年工事設計労務単価の適用に係る特例措置について」(令和5年(2023年)2月17日付事調第1037号農政部長通知)により通知したところですが、次のとおり事務手続を定め各(総合)振興局長に通知したので、お知らせします。

記

1 請負代金額の変更請求に係る事務手続手順

- (1) 支出負担行為担当者は、受注者に対し本特例措置に基づいた対応が可能であること、その内容及び請求方法等について別記第1号様式により通知するとともに工事監督員にその旨を別記第2号様式により通知する。
- (2) 受注者は、本特例措置を適用し請負代金額変更請求を行う場合は、請負代金額変更請求書(別記第3号様式)により工事監督員を経由して支出負担行為担当者に提出する。
- (3) 工事監督員は、請負代金額変更請求書の提出があった場合は支出負担行為担当者に別記第4号様式により進達するとともに、請負代金の変更額について算出し、別記第5号様式により上申する。

- (4) 支出負担行為担当者は、(3)の上申があった場合は、請負代金額の変更について建設工事事務取扱標準様式(昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。)第54号様式により決定し、受注者に対して標準様式第55号様式により請負代金額の変更について協議するとともに、工事監督員にその旨を標準様式第56号様式により通知する。
- (5) 受注者は、(4)の協議に係る請負代金額の変更について承諾する場合は、変更契約書(標準様式第39号様式)に記名押印し、工事監督員を経由し支出負担行為担当者へ提出する。

2 事務手続フロー

別紙「令和5年工事設計労務単価の適用に係る特例措置事務手続フロー」による。

調整係 主査 (事業契約)

TEL 011-231-4111 (27-163)

設計積算係 主査 (技術調査)

TEL 011-231-4111 (27-183)